

六、議事

ノ送り度レトノ動議成ニシレ即時暢子ノ過レシ
二ノ三四ノニテヲ集メテ後ノ時ニ十分休養ニル

午後一時二十分開議

(一) 労働法制定案ニ関スル件

一提案者 北田

平井 美人

北田

労働法制定案ノ議人等労働組合信託会等ノ提出スル
標本ナルハ労働法制定案ハ大ニ公平回務者ガ利益
トシモノノ骨子トシテ多少ノ修正ヲ加ヘテモノゾ開
クカニ依レハ同盟心ヲ棄権ヲ認ムル規定ヲ無イ
トシテニトゾアルニホクハ左様ナ労働組合ヲ骨接
ニスル採テ案ニハ及対セザンヲ得テイ故ニ之ニ
対スル本案ノ態度トシテ本俤友ノ互開目ヲ要

本会ニ本件トシテ思フ惟テ労働法制定案ニ
以テ可成セラレムコトヲ望ム

- (1) 目的ヲ並列シテスルコト
- (2) 労働組合ノ立法的對抗ヲ認ムルコト
- (3) 自由権出立義
- (4) 治警十七條ノ撤廃
- (5) 一般法規ニ触レル限リ組合ノ決議及一切ノ
行動ニ于テ是セザルコト

(結果)

京都聯合會桂信三君「罷業権ノ確立」ヲ加ヘ
ニト提議シ賛成アリニ三質問を酬答アリ
タル後委員ノ提テテ審議ノ上決議文ヲ作製
スルコトトシ可決(決議文ハ翌日ニ於テ
左ノ如ク開議可決トシテ候宜此ニ揚ク)